

回 答 書

件 名 佐古・外屋敷他配水管布設替工事 (R0720)
 回 答 日 令和 7 年 7 月 16 日 (水)

久 御 山 町

番号	質問事項	回 答
1	4週8休の割り増しを教えてください。	労務費：1.02、機械賃料1.02、共通仮設費：1.02、現場管理費：1.03となります。
2	単価適用日は何月何日ですか。	単価適用日は5月1日です。
3	交通誘導員が共通仮設費に入っていますが、直接工事費に入るのではないのでしょうか。	直接工事費に計上されるため、設計変更の対象とします。
4	京都府の単価適用日は何月何日ですか。	単価適用日は令和7年3月です。
5	B-19号明細書のPN型、スペーサー、ゴムシートの採用単価を教えてください	DIP-PN：162,680円、スペーサー：1,160円 ゴムシート：1,740円となります。
6	単価適用日は何月何日ですか。	単価適用日は5月1日です。
7	4週8休の補正は、労務単価：1.05、機械賃料：1.04ですか。	労務単価：1.02、機械賃料1.02となります。
8	共通仮設費、現場管理費の補正は、通期（共通仮設費：1.02、：現場管理費：1.03） 又は、月単位（共通仮設費：1.03、：現場管理費：1.05）のどちらですか。	通期（共通仮設費：1.02、現場管理費：1.03）となります。
9	D-18、19、20、34、53号のポリエチレンスリーブ及びゴムバンドにはロス率が見込まれていませんが変更の対象となりますか。	設計変更の対象とします。
10	D-21、22号の管明示テープは「1本当たり4か所の胴巻と天端明示」とありますが、数量は、天端のみの数量（100m当り100m）となっています。設計変更の対象になりますか。	B代価にて各口径ごとに数量を計上しておりますので、設計変更の対象にはなりません。
11	D-23、35、57、58、59、60号の管明示テープは、「天端明示無し」とありますが、数量が（100m当り100m）となっており天端延長分となっています。設計変更の対象となりますか。	B代価にて各口径ごとに数量を計上しておりますので、設計変更の対象とはなりません。
12	D-12、33、51号のメカニカル継手は、継輪用特殊押輪の施工と思われませんが、割増（30%）は考慮されていますか。	考慮しておりません。
13	D-135号アルミ矢板賃料の1式の内容の開示をお願いします。	100mあたりの矢板の基本料金と賃料を計上しております。
14	A-6号→B-21号 小口径推進管（標準管）と	外圧管1種50です。

	あるのは、外圧管 1 種 50 ですか。	
15	A-7 号 交通誘導員が共通仮設費の積み上げ分として計上されていますが、直接工事として計上されるべきではないですか。	直接工事費に計上されるため、設計変更の対象とします。
16	A-8 号→B-26 号 矢板運搬費には、支保工材の重量は含んでいますか また、積込、取卸し費の項目がありません。設計変更の対象ですか。	支保工材の重量は含んでいます。 積込、取卸しの費用については運搬費の中に含んでいます。
17	A-8 号機械回送費と機械積込・積下ろしの費用は、何の機械ですか。また、その金額は見積ですか。算出根拠を開示願います。	推進用機械です。採用単価は見積となります。
18	A-9 号 事前配合試験費、品質管理試験費は、B-20 号→C-2 号のエアミルクの試験費のことですか。	エアミルクの試験費のことです。
19	B-17 号、B-24 号→C-16 号の舗装切断は夜間施工ですか。	夜間施工で設計しております。
20	B-17 号→D-156 号、インターロッキングブロック撤去は、夜間の設定ですか。また、週休 2 日の設定ですか。 さらにインターロッキングの運搬費と処分費の計上はありませんが、設計変更の対象ですか。	インターロッキングブロック撤去は夜間施工で積算しており、週休 2 日の設定です。 インターロッキングブロックの運搬・処分費は設計変更の対象とします。
21	B-16 号→D-151 号のアルミ矢板建込工のバックホウが 0.08 m ³ (排ガス 1 次) となっていますが 0.28 m ³ (排ガス 2 次) の間違いではないですか。設計変更の対象ですか。	ご指摘のとおりです。設計変更の対象とします。
22	B-23 号→C-6 号、B-24 号→C-16 号のアスファルト塊の処分費が「昼間料金」となっていますが、運搬費は夜間となっています。夜間に仮置きして昼間に仮置き場から処分地へ運搬ですか。その場合、昼間の積込と運搬費が発生しますが変更対象ですか。それとも、処分費を夜間単価に変更ですか。	処分費を夜間単価に変更します。
23	B-24 号→D-166 号 底版コンクリートの施工は、夜間となります。現在昼間単価となっていると思われますが、設計変更の対象ですか。また、夜間のプラント使用料金が発生しますが、設計変更の対象となりますか。	夜間の単価で設計しております。 夜間のプラント使用料は設計変更の対象とします。